

# HADANO 「POLICE-RUN」



## 実施要領

### 1. 目的

ランニング又はウォーキングの際に防犯パトロールの隊員グッズを着用し、多くの目を光らせていただき、空き巣、乗り物盗、自販機荒らしなどの街頭犯罪を未然に防ぐとともに、迷い高齢者の情報提供を目的としています。

また、ランニング又はウォーキングを介して住民のコミュニケーションの活発化を図るとともに、地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを目指すものです。

### 2. 登録資格

市内をランニング又はウォーキングしていただける市民の方で、交通ルールやマナーを守り、ご自身の健康向上を図る目的で実施している方。年齢制限はありません。

※登録内容に変更がある場合は、随時御連絡ください。

### 3. 登録方法

市役所西庁舎 3 階地域安全課にて申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

また、市役所地域安全課ホームページからも申請することができます。

### 4. 活動内容

無理のない範囲で、ランニング又はウォーキングの際、次の点の活動について御協力をいただきます。特別なコースを通ったり、危険な箇所へ近づく必要はありません。

- ① ランニング又はウォーキングの際、隊員グッズを着用する。
- ② パトロール中に不審者（塀を乗り越えようとしている、窓ガラスを破ろうとしている、自販機を壊そうとしているなど）、不審車両（ジグザグ走行など）等を見つけたら、警察に通報する。（通報先は基本的には秦野警察署 83-0110、緊急の場合は 110 番）  
※各隊員は各々の自己責任において行動することとし、上記①②を超えるような行動は行わないでください。（不審者に声をかける（通常のあいさつ以外）、尾行する、捕まえようとするなど）
- ③ 防犯灯の不点灯等を見つけたら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ④ 防犯・交通安全上、危険な箇所があったら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ⑤ 道路に危険な箇所（舗装がはがれているなど）があったら、秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。
- ⑥ 迷い高齢者等を見掛けたら、警察または秦野市防犯協会（地域安全課）に連絡する。

## 5. 貸与物品

- ・リストバンド
- ・ウエストポーチ

## 6. パトロール中の事故等について

パトロール中の事故あるいは怪我については、市ボランティア保険の対象となる場合があるため、秦野市防犯協会（地域安全課）に相談してください。

## 7. 「POLICE-RUN」だよりについて

隊員の皆様に、郵送にて地域の犯罪情報などを送付いたします。

また、隊員の皆様からも、より効果的な活動方法にするため、お気づきの点や活動にあたっての御提案、パトロール活動中に不審者等を目撃し警察へ通報した事例などがあれば、随時、FAX またはメール、お電話にて御連絡ください。



**※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動の際には下記の点に留意してください**

- ・一人または少人数で行う
- ・他の人との距離を確保する
- ・すれ違う時には距離をとる など

秦野市防犯協会

（秦野市役所地域安全課内）

TEL : 82-9625（直通）

FAX : 82-6793

E-mail : tiikian@city.hadano.kanagawa.jp